

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 27.7.8 第 189 回国会第 29 号

7月8日(水)、第29回の委員会が開かれました。

## 1 社会福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第67号)

・塩崎厚生労働大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 日本年金機構理事長

水島 藤一郎君

(質疑者及び主な質疑内容)

### 白須賀 貴 樹君(自民)

- ・社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化に当たり、小規模法人にどのように配慮する考えか伺いたい。また、所轄庁の指導監査について独自のローカルルールを廃止し、全国的な統一ルールを設けるべきでないか。
- ・介護福祉士を中核に位置付ける等、介護業務における各人材の位置付けを明確化するとともに、人材層ごとにキャリアパスや支援策を講ずるべきではないか。

### 中野 洋 昌君(公明)

- ・社会福祉法人の内部留保の明確化に際して、事業継続に必要な最低限の財産の基準を定めるに当たっては、実施する事業の種類、法人の規模等、多様な法人の経営実態を反映させるべきではないか。
- ・社会福祉施設職員等退職手当共済制度において、障害分野に対する公費助成の廃止は、法人運営にどのような影響を与えると考え、それに対してどのような対策を講ずるのか。
- ・介護職員のキャリアパスの構築と処遇の改善に向けた厚生労働大臣の意気込みについて伺いたい。

### 山井 和 則君(民主)

- ・コールセンター等で、年金情報が流出した者に対して流出していない旨の説明をしていた事例があることを日本年金機構が把握したのはいつか。また、間違った説明をした該当者全員にそのことを伝えているのか。
- ・上記の間違った説明を日本年金機構がしていたことを厚生労働大臣が知ったのはいつで、その際どのような指示をしたのか。また、本件については、厚生労働省の監督責任も問われるのではないか。

- ・今回の介護報酬改定の介護事業所等に対する影響の実態を厚生労働省は把握しているのか。また、その結果次第では、補正予算の編成や次回の介護報酬上げも検討すべきではないか。

### 中島 克 仁君(民主)

- ・実質マイナスとなった平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の各事業所に対する影響を速やかに把握するとともに、各事業所の経営に対して決定的な打撃となる前に対応する必要があるのではないか。
- ・2025年の時点で現状より1割以上の病床の削減が可能とする推計を公表することは、各都道府県が策定しようとしている地域医療構想の足かせとなるのではないか。
- ・財政再建の観点から高齢者の地方移住や病床数の一律削減による効率化・適正化を図るのではなく、厚生労働省は、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域医療構想や地域包括ケアシステムの整備を進めるべきではないか。

### 西村 智奈美君(民主)

- ・内部留保の明確化に当たっては人材確保及び職員の処遇改善のための取組に配慮すべきではないか。
- ・小規模な社会福祉法人の財務諸表公表に関する所轄庁による配慮の具体的内容及びどのように財務諸表の公表状況を把握しているか伺いたい。
- ・寄附税制が設けられたにもかかわらず社会福祉法人の財務諸表公表が進んでいないことから、透明性を高めるためにも厚生労働省としてサポートを行っていくべきではないか。

## **井 坂 信 彦君（維新）**

- ・純資産の額が事業の継続に必要な額を下回ることが明らかとなった社会福祉法人への対応策を伺いたい。
- ・社会福祉法人の余裕財産は、国庫返納するか又は取り崩して翌年の法人の事業運営に必要な財産として活用すべきではないか。
- ・余裕財産のある社会福祉法人については、人材に係る処遇改善加算の活用ではなく、余裕財産を利用した処遇改善を優先して行うべきではないのか。

## **牧 義 夫君（維新）**

- ・年金情報の流出に関し間違った説明を行った者に対して日本年金機構職員が戸別訪問を行ったことは、職員を騙った詐欺を誘発することにもなりかねないと考えますが、この点についての厚生労働大臣の見解を伺いたい。

- ・本法律案において社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化に係る内容を盛りこんだ社会的背景及びその必要性について伺いたい。
- ・反社会的勢力が社会福祉法人の経営に関わっているといった話を聞くことがあるが、厚生労働省及び警察庁においては実態を把握しているのか。

## **堀 内 照 文君（共産）**

- ・本法律案によって規定される「地域における公益的な取組」に係る通知を本法律案の審査前に発出したことについて厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・1円でも社会福祉充実残額がある社会福祉法人は、社会福祉充実計画を作成する必要があるのか。
- ・社会福祉法人に対し地域における公益的な取組を実施する責務を規定することは、本来、行政が担うべき役割を費用の面も含めて社会福祉法人に肩代わりさせることになり、国の責任放棄ではないか。